

保護者様

兵庫県立かがわ清流特別支援学校

### 学校感染症の証明について(お願い)

本校では、裏面の表にある感染症にかかった際、学校保健安全法により、出席停止の措置をとることとなっています。

受診した医療機関で医師の説明を聞いて保護者様が記入し、提出してください。

また検査結果や薬の説明書のコピー等感染症であったことが確認できるものを合わせて提出して下さい。簡易キットにて陽性が分かった場合、写真を撮り提出してください。

### 学校感染症登校証明書

小・中・高 年 組 名前 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

1 病名(当てはまるものに○をつけて下さい)

インフルエンザ[A型・B型・その他( )]・百日咳・麻疹・ 流行性耳下腺炎・風疹・水痘・咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎・ 新型コロナウイルス・流行性角結膜炎・感染性胃腸炎[ノロウイルス・その他 ( )] その他( )
--

2 症状 \_\_\_\_\_

3 受診日 年 月 日

4 医師から受けた出席停止の期間 年 月 日 ~ 年 月 日

または \_\_\_\_\_

な状態であれば登校してよい。

5 受診した医療機関名 \_\_\_\_\_

## 学校感染症と出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日(幼児は3日)が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適切な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	新型コロナウイルス	発症した後、5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日を経過するまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状より学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

状況により「その他の感染症」に溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、伝染性軟属腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)等が含まれる場合がある。